

国土交通省関東地方整備局

令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業

「国営常陸海浜公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市）における運営維持管理業務</p> <p>① 公園運営維持管理業務</p> <p>1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務全体の計画立案及びマネジメント ・ 入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 <p>2) 企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・ 公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 <p>3) 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・ 清掃（園内清掃、園内建物清掃）等 <p>4) 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高木管理、中低木管理、林地管理、芝生管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>② 収益施設等設置管理運営業務</p> <p>1) 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設、駐車場等の運営 ・ 大規模花修景の運営 <p>2) 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時飲食・物販施設等の運営

事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	一般財団法人 公園財団
契約金額(税抜)	2,123,000,000円 令和元年度：56,650,000円 令和2年度：526,020,000円 令和3年度：528,770,000円 令和4年度：533,940,000円 令和5年度：477,620,000円
入札の状況	入札説明書交付者：6者、入札参加者：1者
事業の目的	本業務は、本公園において国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元管理方針のもとで、利用促進のための行催事や、広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。
受託事業者決定の経緯	本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年6月18日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。 入札価格については、令和元年10月15日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人公園財団を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等

及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①年間の公園利用者数

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度（2～3月）	令和2年度
公園利用者数	127,504人	1,769,040人

イ 結果

- ・令和元年度の第4四半期までの公園利用者数は117,113人となり、達成すべき質は確保されなかった。その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月末から屋内施設を休館した影響が大きく、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・令和2年度の公園利用者数は年間846,623人となり、達成すべき質は確保されなかった。
- ・その要因として、当公園のみはらしの丘においては、例年4月から5月までの間は、公園利用者が集中し密を避けることが困難であるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月4日から5月末まで臨時休園とした。6月1日に再開園したが、都県を跨ぐ移動の自粛の要請に加え、大規模音楽イベントの中止や観光バスツアーの相次ぐ中止があり、近年と比較して公園利用者数は大幅に減少した。これについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、包括的な質の目標達成が見通せない状況ではあるが、多様な屋外施設を有する公園の特長を活かし、WITHコロナの時代に安心して公園を利用して頂けるよう利用プログラムの提供や日常の衛生管理の実施などを行いつつ、公園利用者数の回復を図る。

	令和元年度（2～3月）	令和2年度
達成すべき質	127,504人	1,769,040人
公園利用者数	117,113人	846,623人

2) 利用者満足度の向上

①公園の運営に関する利用者の「非常に満足」及び「満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

令和2～4年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
	76.0%	75.9%	72.6%	74.9%	74.9%

イ 結果

- ・令和2年度は「非常に満足」および「満足」の回答比率が年間で81.4%になっており、達成すべき質は確保された。その内訳は第2四半期81.5%、第3四半期80.9%、第4四半期81.7%となっている。なお、第1四半期は、調査を予定していた4月に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休園としていたため、調査を実施していない。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
達成すべき質	76.0%	75.9%	72.6%	74.9%	74.9%
令和2年度	—	81.5%	80.9%	81.7%	81.4%

3) 公園特性を生かした植物管理

① 「本園の花や植物」に関する利用者の「非常に満足」及び「満足」の回答比率

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

令和2～4年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
	89.8%	80.3%	81.8%	75.2%	81.8%

イ 結果

- ・令和2年度は「非常に満足」および「満足」の回答比率が年間で80.1%になっており、その内訳は第2四半期78.5%、第3四半期89.6%、第4四半期72.3%となっている。第2四半期および第4四半期で達成すべき質が確保されなかったが、その要因として、第2四半期は7月の多雨（平年比71%増）と日照不足（平年比26%）により夏期において親子連れに人気のあるヒマワリの開花が遅れ、ヒマワリ

が満開となった8月25日には夏休みが終了していたことがある。そのため、公園利用者に占める親子連れの割合が例年55%から今回は25%に減少し、植物管理についての利用者評価が低くなったことが考えられる。また、第4四半期は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策として、ガラスハウス内に入園者が集中することによる密閉、密集、密接を回避するため、事業者との協議によりガラスハウスへのアイスチューリップ展示を取りやめたことで評価が低くなったことが考えられる。これらについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によるものと判断した。

- 令和3年度以降は、達成すべき質が確保されるよう、天候不順による生育不良に対し、見せ方や広報等によって臨機に対応し、満足度の向上を図る予定である。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
達成すべき質	89.8%	80.3%	81.8%	75.2%	81.8%
令和2年度	—	78.5%	89.6%	72.3%	80.1%

4) 多様な利用プログラムの提供

① 都市緑化系、自然環境系、スポーツ系、文化系プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

- 下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度(2~3月)	令和2年度
利用プログラムの開催回数	12回	140回

イ 結果

- 令和元年度は19回の利用プログラムを開催しており、達成すべき質が確保された。
- 令和2年度の利用プログラムの開催回数は59回となっており、達成すべき質が確保されなかった。その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年度当初から開園再開後の7月末までに120件予定していた利用プログラムの運用を停止していたことから、これらについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

	令和元年度(2~3月)	令和2年度
達成すべき質	12回	140回
利用プログラムの開催回数	19回	59回

5) 情報受発信

① ホームページの総アクセス件数

ア 達成すべき質

- ・下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度(2~3月)	令和2年度
HPアクセス件数	546,653件	5,427,642件

イ 結果

- ・令和元年度は689,891件のアクセスがあり、達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は4,209,902件のアクセスがあり、達成すべき質が確保されなかった。
その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月4日から5月末まで臨時休園していたため、来園を目的としたアクセスは減少したことが考えられる。これらについては、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。その一方で、360度バーチャルツアーやドローンで撮影した4K動画をアップロードすることにより、来園しなくても大規模花修景を体験できるようHPの改善を行った。

	令和元年度(2~3月)	令和2年度
達成すべき質	546,653件	5,427,642件
ホームページの総アクセス件数	689,891件	4,209,902件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

②企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア

アとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。

③施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

(2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤収益施設等運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度、2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別企画書、実績書が提出され、調査職員が計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(ウ) 混雑を緩和し、ストレスを解消する社会実験や新サービスを導入

<p>駐車場空き状況の発信 (Twitter)</p>	<p>キャッシュレス決済の導入</p>
<ul style="list-style-type: none"> 園内外の混雑状況を事前とリアルタイムで発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑対策のため、駐車場と売店のキャッシュレス決済の導入を進める。
	

(エ) 市民協働により公園資源を十分に活用したプログラムを提供

<p>公園資源を活用したプログラム</p>	<p>古民家を利用したプログラム</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地元で栽培が盛んなサツマイモの芋掘り体験を実施し、地元の文化に触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 園内ボランティアの協力により、沢田湧水地で育てた稲の刈り取りとおだ掛けの体験を実施する。
	

(オ) ニーズや状況に応じた快適空間の創造と安全・安心な利用を確保

みはらしの丘のふもとのパノラマビュー	冬季のみはらしの丘の演出
<ul style="list-style-type: none"> ・パノラマビューが楽しめる休憩施設をみはらしの丘のふもとに新設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みはらしの丘一面に「霜除けシート」を設置し、冬季の魅力ある空間としての演出を実施する。
	

2) 評価

令和2年度は、大規模花修景のエリアを拡大し、花と空と海が一体的に見えるフォトジェニックな空間を演出した。4月中旬から5月初旬の大規模花修景の期間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休園としたことにより直接観覧は出来なかったが、HPに360度バーチャルツアーやドローンによる4K動画をアップロードすることにより疑似体験を提供し、好評だった。

その他の改善提案による改善実施事項については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部実施出来なかったものもあるが、概ね実施されており、公園利用者の満足度の向上に寄与している。また、実施出来なかった事項については、今後、対策を検討し、実施していく予定である。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 24 年度）と令和 2 年度の実施経費を比較すると、削減額は 48,180 千円（削減率 8.4%）となっている。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成 24 年度の労務単価に置き換えた場合は、令和 2 年度の実施経費が 495,100 千円となり、79,100 千円（13.8%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従来経費（A）	574,200 千円（平成 24 年度）	同左
契約額（B） （税抜き）	4 年 0 ヶ月：2,123,000,000 円 令和元年度：56,650,000 円 令和 2 年度：526,020,000 円 令和 3 年度：528,770,000 円 令和 4 年度：533,940,000 円 令和 5 年度：477,620,000 円	令和 2 年度の実施経費 495,100,177 円
削減額（C）	48,180,000 円	79,099,823 円
削減率（C/A ×100）	8.4%	13.8%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

（1）入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト 1 期目（平成 24 年度入札公告）では 30 日間であったが、市場化テスト 3 期目（平成 31 年度入札公告）では 54 日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト 3 期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト 1 期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト 3 期目では事業者の自由な提案を求めめるため、公園利用者数の確保、多様な利用プログラムの提供及び情報受発信については年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、収益施設運

営業務の対象に、大規模花修景の運営を追加した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1 期目	市場化テスト 3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト 1 期目は総括責任者及び業務責任者のうち 2 名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト 3 期目は総括責任者 1 名もしくは業務責任者のうち 2 名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト 1 期目は同種又は類似業務の経験について、過去 10 年の業務を対象としていたが、市場化テスト 3 期目は過去 15 年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は 1 者となっている。1 者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。

また、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発

注することは難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休園や利用促進プログラムの中止、また、都県を跨ぐ移動の自粛等により公園利用者数や利用プログラムの提供などの包括的な質の確保は達成できていない状況は、やむを得ない事由と判断している。

そのような状況においても、公園の運営に関する利用者の満足度は包括的な質の確保が達成されており、また、臨時休園期間中もみはらしの丘のネモフィラの管理を行い、360度バーチャルツアーやドローンで撮影した4K動画を公園ホームページやSNS等に掲載し、マスコミに画像を提供する等の情報発信を行った。これらの取り組みは評価できるものとなっている。

また、衛生管理についても消毒液の設置や施設の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、来園者への注意喚起などの実施により、安心して来園を促す措置が図られている。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ1者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②業務内容に対して過年度の実施経費が低く採算を取ることが困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が概ね確保されているため、予算の増額等による対応は不適切である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。